

「大阪アートマネジメント人材育成事業」に係る質問への回答

No.	資料名・ページ数	質問	回答
1	仕様書・P7	■著作権譲渡の「範囲」 当社の既存著作物・汎用ノウハウ・テンプレートは譲渡対象外と考えてよいでしょうか？	事業者が契約締結以前から保有する既存著作物、ノウハウ、テンプレート等の取扱いについては、契約締結時に協議するものとします。 なお、本事業の実施により新たに作成された成果品の帰属等については、仕様書「9.権利義務の帰属」に定めるとおりです。
2	仕様書・P7	■著作権譲渡の「範囲」 講座テキスト・教材・カリキュラムは「成果物」に含まれるのでしょうか？ 含まれる場合に当社への再利用ライセンス(非独占)は残せるのでしょうか？	本事業の実施により作成された講座テキスト、教材等については、成果物に該当する可能性があります。具体的な取扱いについては、提案内容及び契約協議を踏まえて決定します。 なお、著作権等の取扱いについては仕様書「9.権利義務の帰属」に定めるとおりです。
3	仕様書・P7	■経費の精算・利益率について 委託料と実支出に差額が生じた場合、精算返納が必要でしょうか？(精算型か定額型か)	委託料は契約締結時に確定した契約額とし、事業完了後に請求書を提出いただき支払うものです。 なお、委託料と実支出に差が生じた場合、契約金額を上限とし、清算いたします。 (実支出額が契約金額を下回る場合、返納いただきます)
4	仕様書・P7	■経費の精算・利益率について 一般管理費の計上は認められるのでしょうか？ 率・算定の考え方もご教示ください。	一般管理費については、仕様書「10.経費の取扱い(イ)」において本事業の対象経費としています。計上率・算定の考え方については、定めていませんので、事業内容に応じて適切に精算してください。
5	仕様書・P7	■経費の精算・利益率について 経費支出の確認方法(第10(エ)で「契約時協議」とされている具体)をご教示ください。	契約締結前に、公募要領「4 応募手続き(3)応募書類ウ」にて提出いただいた精算内訳書を基に、各経費の内容、精算根拠及び仕様書との整合性について協議を行います。 なお、必要に応じて、事業実施状況及び経費の使用状況を確認するため、関係書類の提示等を求める場合があります。
6	仕様書・P7	■経費の精算・利益率について 営利と非営利の判断基準についてご教示ください。	営利目的か否かについては、一定の判断基準を設けているものではありません。 個別の経費や取組内容ごとに、本事業の目的達成のために必要なものであるか、本事業との関連性が認められるかといった観点から判断します。 なお、具体的な経費の取扱いについては、企画提案内容及び精算内訳を踏まえ、必要に応じて契約締結時に協議することとなります。
7	仕様書・P8	■再委託の「範囲」 講師・チューターの起用(報酬・実費を委託費から支弁し、人選は契約後に貴府と協議のうえ決定)は、仕様書6(2)(3)が想定する業務遂行の一環であり、第11(エ)の「再委託」には該当しないとの理解でよいでしょうか？	講師及びチューターの任用については、仕様書において受託事業者が実施する業務として想定しており、当該講師・チューターへの謝金支払い等については、通常、再委託に該当するものではありません。
8	仕様書・P8	■再委託の「範囲」 他方、事務局運営やカリキュラム設計等の中核業務の相当部分を当社以外の事業者が担う体制は「再委託」に該当し、事前協議・承認が必要との理解でよいでしょうか。どの範囲が再委託に当たるか、判断の考え方をご教示ください。	再委託は原則禁止としていますが、必要が生じた場合は大阪府と協議のうえ決定することとしており、再委託に該当するかどうかについては、業務内容や範囲等を踏まえて個別に判断します。
9	仕様書・P2	受講者の属性はどのような属性を想定しているか？(年齢・国籍・学生or社会人など)	受講者の属性については、年齢、国籍、学生・社会人等について特段の制限は設けておらず、事業趣旨を踏まえて、具体的な受講者像を提案してください。なお、受講者には、美術、演劇、音楽、伝統芸能等のアーティスト自身も含まれます。
10	仕様書・P4	講義6回に内容は、得させたいスキル3項目を平等に時間配分を想定するべきか？	習得させたい3つのスキルについて、均等な時間配分を求めるものではありません。 受講者の学習効果を高める観点から、各スキルの特性や関連性を踏まえ、効果的な構成を提案してください。
11	仕様書・P5	各講師の講師料の上限設定額はあるか？	各講師の講師料については、上限額を設定していません。 ただし、委託上限額の範囲内で、業務内容や市場相場等を踏まえた適正な精算としてください。 なお、提案時に提出された精算内訳を基に内容を確認し、必要に応じて協議を行う場合があります。
12	仕様書・P5	講義の教材制作費は委託費用に含んで問題ないか？	本事業の実施に必要な教材制作費については、委託業務の遂行に必要な経費として計上して差し支えありません。なお、精算内訳において内容及び金額が分かるよう記載してください。
13	仕様書・P5	外国語対応や障がい者対応は必要か？必要な場合、対応すべき範囲の提示をお願いしたい。	外国語対応については、必須としていません。 一方で、障がいのある方から合理的配慮の提供を求められた場合には、法令等を踏まえ、可能な範囲で対応していただくことを想定しています。具体的な対応内容については、受講者の状況等を踏まえ、個別に協議するものとします。
14	仕様書・P5	フィールドワークの実施場所は大阪府外でも問題ないか？またオンラインでの実施は問題ないか？	フィールドワークについては、受講者が今後大阪で活動するための実践力の習得に資する内容であれば、大阪府外での実施やオンラインによる実施を妨げるものではありません。 本事業の目的や学習効果との整合性を十分考慮したうえで提案してください。

15	仕様書・P4 冒頭	『2. 事業の背景と趣旨・目的』(ウ)に記載する』とあるが、これは「2. 事業の背景と趣旨・目的(3)」を指すという理解で問題ないか。	ご認識のとおりです。
16	仕様書・P4～P5	各講座の講師候補者・チューターについて『契約締結後に大阪府と協議のうえで決定するものとする。』とあるが、企画提案時点においては、どの程度まで具体的な講師名・チューター名の記載が求められるか(例:候補者名の明示が必須か、あるいは属性・分野等の記載でも可か)。	講師及びチューター候補者については、企画提案時点において、具体的な氏名の記載までは必須とするものではありませんが、提案内容の実現性や実施体制を確認するため、想定する講師及びチューターの専門分野や経歴、選定方針等が分かるよう具体的に記載してください。
17	仕様書・P5	『受講者への連絡体制』について、円滑なコミュニケーションのため、メールに加えてチャットツール(LINE、WhatsApp等)やコラボレーションツール(Slack、Discord、Microsoft Teams等)の導入を検討している。大阪府の委託事業として、利用を推奨しない、または制限があるツール等があればご教示いただきたい。	受講者との連絡体制については、利用するツールに制限は設けていませんが、個人情報の適切な管理及び情報セキュリティの確保に十分留意するとともに、受講者が円滑に利用できる手法を提案してください。
18	仕様書・P8	『11. その他(ア)(ア) 本業務の遂行に伴う消耗品費、通信運搬費、交通費等の費用はすべて受託事業者の負担とする。ただし、講座受講者の交通費及び諸経費はこの限りではない。』とあるが、講座受講者の交通費及び諸経費の取扱いについて、以下のいずれの解釈が適切か。 ① 本事業の経費として計上可能である。 ② 受講者負担とし、受託事業者は負担しない。 ③ 上記①または②のいずれかを選択可能である。	講座受講者の交通費及び諸経費については、原則として受講者負担を想定しています。ただし、事業実施に必要な経費として計上することを妨げるものではありません。その場合は、受託事業者において適切に執行及び精算処理を行うとともに、その必要性及び妥当性が分かるよう積算してください。
19	仕様書・P8	同項に関連し、フィールドワークの実施に伴い必要となる受講者の交通費(例:現地視察先への移動費等)について、本事業の経費(事業費または一般管理費)として計上することは可能か。	フィールドワークの実施に伴い必要となる受講者の交通費については、原則として受講者負担を想定しています。ただし、事業実施に必要な経費として計上することを妨げるものではありません。その場合は、受託事業者において適切に執行及び精算処理を行うとともに、その必要性及び妥当性が分かるよう積算してください。
20	仕様書・P2、P4	受講者について、「アートマネジメント人材」の育成を目的としつつ、「アーティスト自身も含まれることが想定される」とあります。主たる受講対象者は、①アーティスト本人、②制作者・マネージャー等の支援人材、③両者の混在、のいずれかを想定されていますでしょうか。また、混在型の場合、募集・選考時に属性の比率や優先順位を設ける予定はありますでしょうか。	本事業は、文化芸術活動を支えるアートマネジメント人材の育成を目的としており、受講対象者については、アーティスト本人及び制作者・マネージャー等の支援人材の双方を想定しています(③)。なお、募集・選考時における属性ごとの比率や優先順位は現時点で定めておらず、事業目的に照らして適切な受講者構成となるよう提案してください。
21	仕様書・P2～P5	受講者の経験値について、①未経験者・初学者中心、②一定の企画・制作・広報・助成金申請等の経験を有する実務者中心、③経験値の異なる受講者を幅広く受け入れる、のいずれかを想定されていますでしょうか。また、経験値に応じたグループ分けや演習設計を提案して差し支えないでしょうか。	受講者の経験値について、未経験者・初学者、一定の実務経験を有する方のいずれも対象となり得ると考えていますが、特定の経験層に限定するものではありません。ただし、アーティストの大阪への定着・活動活性化に寄与するアートマネジメント人材を育成するという本事業の目的達成に資する受講者像や募集・選考の考え方について提案してください。なお、受講者の経験値に応じたグループ分けや演習設計等を提案いただくことは差し支えありません。
22	仕様書・P4～P5	フィールドワークについて、府として特に重視する目的は、①現場見学による実務理解、②現場関係者へのヒアリング等による課題発見、③受講者自身の企画・活動計画の検証・改善、④大阪府内の文化芸術関係者とのネットワーク形成、のいずれかに近いでしょうか。また、実施場所・連携先は府の想定があるのか、受託事業者からの提案を前提とするのか、ご教示ください。	フィールドワークについては、現場理解の深化に加え、文化芸術関係者とのネットワーク形成や、受講者自身の活動・企画の検証及び改善につながる機会となることを期待しています。したがって、いずれか一つを目的とするものではなく、複数の要素を効果的に組み合わせる内容を提案してください。また、実施場所や連携先については、特定の施設等を想定するものではありませんので、事業目的の達成に資する、効果的な提案をしてください。
23	仕様書・P4「6(2)アートマネジメント人材育成講座(カリキュラム)の企画運営」	講座の実施回数について、「実施回数は、概ね6回」とありますが、この6回には、オリエンテーション、フィールドワーク、成果共有会・発表会等を含む想定でしょうか。それとも、座学等の講座を6回実施したうえで、別途フィールドワークや成果共有の機会を設ける想定でしょうか。	仕様書に記載する「概ね6回」については、オリエンテーション、フィールドワーク、成果共有会・発表会等を含めた全体構成ではなく、講座自体の実施回数の目安を示すものですので、提案時の参考としてください。その上で、全体構成について、事業目的の達成に資する、効果的な提案をしてください。
24	仕様書・P4「6(2)アートマネジメント人材育成講座(カリキュラム)の企画運営」	講座の実施形式について、原則として全回対面での実施を想定されていますでしょうか。受講機会の確保等を目的として、一部講座へのオンライン参加や、対面・オンラインを組み合わせた形式を提案することは可能でしょうか。	講座の実施形式については、全回対面での実施を必須とするものではありません。ただし、本事業は受講者同士の交流やネットワーク形成、チューターによる伴走支援等も重視していることから、事業目的の達成に資する、効果的な提案をしてください。

25	仕様書・P4-5「6(3)講座受講者への伴走支援(チューター制度)」	チューターによる伴走支援について、受講者の課題把握や相談対応をどのような単位で行うことを想定されていますでしょうか。例えば、受講者ごとの個別支援、分野・課題別のグループ支援、相談会形式での支援等、現時点で想定されている運用イメージがあればご教示ください。また、受講者最大30名に対して、チューターは何名程度の配置を想定されていますでしょうか。あわせて、1名のチューターが担当する受講者数や、受講者一人あたりの相談対応の回数・時間等について想定があればご教示ください。	チューターによる伴走支援については、具体的な運用方法等を想定しておらず、受託事業者からの提案事項としています。事業目的の達成に資する・効果的な提案をしてください。
26	仕様書・P4-5「6(3)講座受講者への伴走支援(チューター制度)」	フィールドワークについて、受講者全員が同一の現場を訪問する形式、分野や課題に応じて複数の現場から選択する形式、受講者ごとに個別に実施する形式のいずれを想定されていますでしょうか。また、実施回数、実施時間、実施地域等について想定があればご教示ください。	フィールドワークの実施方法については、具体的な実施形式等を想定しておらず、受託事業者からの提案事項としています。事業目的の達成に資する・効果的な提案をしてください。
27	仕様書・P5「6(3)講座受講者への伴走支援(チューター制度)」、P8「11 その他」	仕様書11(エ)において再委託は原則禁止とされていますが、受託事業者が外部の講師及びチューターと講演、指導、相談対応等に係る契約を締結し、謝金または委託料を支払うことは、再委託に該当しますでしょうか。該当する場合、提案時または契約後に必要となる手続きがあればご教示ください。	講師及びチューターの任用については、No.7の回答をご参照ください。
28	仕様書・P4「6(2)アートマネジメント人材育成講座(カリキュラム)の企画運営」	受講者募集にあたり、大阪府のホームページ、SNS、メールマガジン、関係文化施設・団体等の広報媒体やネットワークを活用することは可能でしょうか。また、応募者が30名を超えた場合の選考について、選考基準の作成、書類確認、面談等は受託事業者が行い、大阪府との協議により受講者を決定するという理解でよろしいでしょうか。	受講者募集にあたり、大阪府ホームページやSNS等を活用して広報することについては、契約締結後、協議のうえ可能な範囲で大阪府として協力を行う予定です。また、応募者が定員を超えた場合の選考方法等については、受託事業者による提案を可能としますが、大阪府と協議のうえ決定するものとします。
29	仕様書・P2 事業の背景と趣旨・目的」、P4「6(2)アートマネジメント人材育成講座(カリキュラム)の企画運営」	本事業では、アーティスト本人、既にアートマネジメント業務に従事している者、これから同分野での活動を目指す未経験者等、幅広い受講者が想定されます。大阪府として、特に参加を期待する対象者の経験年数、職種、活動段階、府内在住・在勤等の条件または優先順位があればご教示ください。	受講対象者に関する考え方については、No.20及びNo.21の回答をご参照ください。
30	仕様書・P5「6(4)実施体制・遂行力及び事業の効果検証・評価」	仕様書6(4)に、令和9年度予算要求は9月頃に開始予定との記載があります。9月頃までに大阪府が必要とする中間報告または効果検証の内容として、応募者数、受講者属性、広報実績、受講者の事前課題、講座設計等、特に重視する情報や指標があればご教示ください。	効果検証及び進捗管理に関する考え方については、No.44の回答をご参照ください。
31	仕様書・P4「6(2)アートマネジメント人材育成講座(カリキュラム)の企画運営」	受講者から参加料を徴収する提案を行った場合、当該収入は委託料とは別の財源として本事業の運営費に追加して充当できるという理解でよろしいでしょうか。また、参加料収入分が委託料または精算額から控除されることはありませんでしょうか。	参加料を徴収する提案は可能です。なお、仕様書に記載のとおり、参加料収入がある場合は本事業の運営費に充当することとしています。具体的な参加料の設定及び収支計画については、提案書に記載してください。
32	仕様書・P7「9 権利義務の帰属」	仕様書9において、本事業の成果物及び成果物に使用するため制作したものの著作権は大阪府に帰属するとされています。受託事業者が本事業以前から保有している教材、様式、ノウハウ、プログラム及び講師が従前から保有する講義資料等については、受託事業者または講師に著作権を留保し、本事業に必要な範囲で大阪府に利用を許諾する整理は可能でしょうか。	著作権の取扱いについては、No.1及びNo.2の回答をご参照ください。

33	公募要領・P3「4(3)応募書類」、P6「7 審査の方法」	企画提案書の副本においては、提案者を特定できる情報を黒塗りすることとされていますが、評価対象となる講師候補者及びチューター候補者の氏名、所属、経歴、実績については、副本にも記載して差し支えないでしょうか。	副本については、講師及びチューター候補者の氏名を記載することは可能です。ただし、講師及びチューター候補者の氏名、所属、役職、経歴や実績、その他の情報が、提案者(応募事業者)を特定できないようご注意ください。なお、提案者が特定されるか否かの判断が難しい場合は、審査の公平性確保の観点から、当該情報の記載を控えていただくようお願いします。
34	公募要領・P3(様式5「共同企業体届出書」)	様式5「共同企業体届出書」への各社の押印は省略可能でしょうか。	代表者印及び構成員の押印は不要です。
35	公募要領・P3(様式6「共同企業体協定書」)	様式6「共同企業体協定書」への各社の押印は不要でしょうか。	代表者印及び構成員の押印は不要です。
36	公募要領・P4(6)その他	電子媒体での提出にあたり、様式1~4それぞれ副本のデータも必要でしょうか。	電子媒体で提出する様式1~4については、正本データのみ提出してください。副本データの提出は不要です。
37	仕様書・P4(講座参加料の設定について)	講座参加料の設定の提案については、具体的な金額の提示も必要でしょうか。	講座参加料を設定する提案については、料金設定の考え方に加え、具体的な金額も記載してください。
38	仕様書・P5(効果検証の手法の提案について)	本事業の研修期間開始は令和8年度の9月中頃のため、令和9年度の予算要求に研修の効果検証の結果を用いることは難しいかと存じますが、どのようにお考えでしょうか。	効果検証及び進捗管理に関する考え方については、No.44の回答をご参照ください。
39	仕様書・P7(著作権について)	講師が講座で使用するパワーポイント等の著作権も大阪府に帰属するのでしょうか。	著作権の取扱いについては、No.1及びNo.2の回答をご参照ください。
40	仕様書・P4	受講者募集において応募者数が定員(30名)を超えた場合、受託事業者による選考の実施は可能でしょうか。また、その際の選考方法は受託事業者から提案する形式でよろしいでしょうか。	受講者の選考方法については、No.28の回答をご参照ください。
41	仕様書・P4	本事業では、文化施設職員、行政職員、地域活動実践者、学生等の受講も想定した募集を行うことは可能でしょうか。また、受講者の居住地について大阪府内在住・在勤等の要件はありますか。	受講対象者に関する考え方については、No.20及びNo.21の回答をご参照ください。なお、受講者の居住地について、大阪府内在住・在勤等の要件は設けていません。
42	仕様書・P4	企業等からの協賛金を事業費に充てることは可能でしょうか。	企業等からの協賛金については、事業費に充当する提案を行うことは可能ですが、本業務の実施に支障が生じないかなど審査対象となります。
43	仕様書・P4~P5	受講者への伴走支援として実施するフィールドワークについて、最低実施回数等の要件はありますか。また、個別実施ではなくグループ形式での実施も可能でしょうか。	フィールドワークの実施方法については、No.26の回答をご参照ください。なお、最低実施回数は定めていませんので、事業目的の達成に資する内容及び回数を提案してください。
44	仕様書・P5	本事業において大阪府が特に重視する成果指標(KPI)があればご教示ください。受講者数、修了率、満足度、実践プロジェクト数、事業終了後の活動継続率等のうち、特に重視する項目はありますか。	大阪府として特に重視する成果指標(KPI)については、定めているものではありません。ただし、本事業の目的達成状況を把握する観点から、「受講者のスキル習得状況」、「受講者満足度」、「講座修了率」、「事業終了後の活動意向」、「アートマネジメント人材としての継続的な活動につながる取組」などを総合的に把握・評価できる指標を設定することが望ましいと考えています。また、次年度以降に実施する事業の検討に活用するため、効果検証等について協議させていただきます。